

神戸宣言に基づく計画策定等の運用について

平成 30 年 1 月 31 日

製造業安全対策官民協議会 ワーキンググループ

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、神戸宣言（別添）に基づき、計画を策定するなど具体的な運用に当たり、以下のとおり取扱うこととする。

1. 基本的な考え方

神戸宣言に基づく協議会の取組は、安全に関する業界の取組の底上げと対外的な発信を図ることが目的であり、毎年の計画の策定やその実施状況の取りまとめについては、協議会の構成員及びその会員企業の自主的な取組を基本とする。

2. 具体的な取扱い

- (1) 協議会の構成員は、計画の策定を行うか、策定した計画及びその実施状況を協議会に提出するかについて、自らの状況に応じて任意に決定する。
- (2) 協議会の構成員が計画の策定を行う場合は、対応可能なものから記載することとし、毎年改定することを可能とする。つまり、自らの状況に応じ神戸宣言の 4 つの経営理念のいずれかに関連する活動を盛り込むこととし、4 つの経営理念全てに対して網羅的に関連する活動を盛り込む必要はない。なお、計画の策定・改定時には、サブワーキンググループでの議論の内容を反映することが望ましい。
- (3) 協議会の構成員が計画及びその実施状況の提出を行う場合には、ワーキンググループのメンバーで構成するアドバイザリーボードに報告する。アドバイザリーボードは、他業界のベストプラクティスの紹介を行うなどのアドバイスを行う。

3. 対外的な発信

協議会は、構成員等が策定した計画及びその実施状況、広く共有することが望ましいベストプラクティスなどを取りまとめ、全国産業安全衛生大会などの場において、積極的に対外発信を行うこととする。

以上

資料
No 1-引添

製造業安全対策官民協議会・神戸宣言

製造業における安全対策の更なる強化を図ることを目的に本年3月に設立された「製造業安全対策官民協議会」は、産業安全を取り巻く環境の変化や対応の方向性を踏まえ、次の5つの事項について具体的な検討を行ってきた。

- 一 異業種トップ座談会の実現
- 二 安全管理体制強化のため労働安全衛生マネジメントシステムのJIS策定への関与
- 三 安全投資促進のため、リスクアセスメントの標準手法の開発、及び設備点検・補修・更新基準の共通化
- 四 安全対策の経済効果と、社会的評価
- 五 産業界における安全教育の体系的プログラムの策定

また、本年9月に開催された「製造業安全対策に関するトップ会談」では、「一人ひとりカケガエノナイひと」という人間尊重の基本理念のもと、以下の4つの経営理念を含む「声明文」を公表した。

- 一、経営層がリーダーシップを發揮しつつ、安全担当や製造担当と接触し、かつ、常に現場の声を反映できるような体制の強化
- 二、設備の老朽化等の厳しい現状がある一方、技術革新を生かした新たな取組も進んでいることを踏まえた、安全への投資の促進
- 三、ベテラン職員の減少、業務アウトソーシングの増加などの環境変化を踏まえた、階層別、協力会社を含めた安全人材の育成や安全教育の拡充
- 四、重点的に取り組むべき課題を抽出し、その原因・対策などを検討し、検討結果を業界内外に共有

協議会は、トップ会談で公表された4つの経営理念について合意する。協議会の構成員はそれを会員企業に周知し、経営理念が達成され、更なる安全対策の強化が図られる取組を推進するとともに、その結果を集約する。

トップ会談に参加した3団体（日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本製紙連合会）及び賛同する団体は、「4つの経営理念」に沿って取組の計画を策定し、翌年の協議会及び次回全国産業安全衛生大会において取組の進捗状況を報告する。

また、所属団体が協議会の構成員でない場合でも、これらの趣旨に賛同した企業が、自ら計画を公表し実施状況を協議会に報告することも可能とする。

協議会の構成員は、製造業における更なる安全対策の強化が図られるよう、これらの取り組みを全員一丸となって推進することをここに誓う。